

令和8年4月13日

非違行為による職員の処分について

令和8年4月9日付けで、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

- 1 所属課 環境水道課
- 2 職位 主幹
- 3 年齢・性別 50代 男性
- 4 事案概要 休日当番となっていた令和8年2月28日(土)17時頃、故障のため町内の歩道上で停止していた自家用車内において飲酒をした後に居眠りをしていたところ、通行人からの通報により臨場した警察官から事情聴取を受けたものである。その際、アルコール呼気検査が行われ、0.55mgが検出された。
なお、休日当番の業務の一つである「中央浄水場監視記録・見回り業務」については未実施であった。
- 5 処分内容 停職6月
- 6 処分理由 休日当番となっていた令和8年2月28日(土)、当番業務の「中央浄水場監視記録・見回り業務」を怠り、公共の場所における飲酒及びその後の不適切な状態により、結果として第三者の通報に至り、警察の対応を招いている。このような状況は、地域住民に対し不安や不信感を与えるものであり、ひいては公務員全体の信用を損なう重大な問題行為である。かかる行為は、地方公務員法第30条、同法第32条及び同法第33条の規定に反し、同法第29条第1項第2号に該当するほか、過去にも3度も非違行為によって懲戒処分を受けているにもかかわらず、反省が見えない。
- 7 処分年月日 令和8年4月9日(木)

【町長のコメント】

三股町職員の非違行為が判明しました。地方公務員法第29条第1項第2号の規定による懲戒処分を行いますので、「三股町職員の懲戒処分の公表基準」に基づき報告します。

これまで、法令遵守や服務規律について、常々、注意喚起してきたところですが、当該職員の度重なる非違行為が判明したことは、誠に遺憾であり、町政に対する町民の皆様の信頼を再び裏切る結果をまねき、心よりお詫び申し上げます。

今後は、このような事態を再び起こさないよう、服務規律の遵守のための取り組みを徹底し、職員一丸となって、町民の皆様の信頼の回復に努めてまいります。

三股町長 木佐貫 辰生

(文書取扱)

三股町役場総務課職員係

電話0986-52-1113